資料３

第２次丹波市環境基本計画の見直しについて

１．計画の位置づけ

本計画は、丹波市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、丹波市の行政計画の最上位に位置づけられる「第２次丹波市総合計画」を環境側面から具現化するための基本的な計画として定めるものです。

また、本市の他の行政計画に対して、環境面からの指針を示すものとなり、本市の環境政策の根幹となります。本計画の策定にあたっては、国や県の環境関連計画の理念や方向性と調整し、連携を図っていく必要があります。

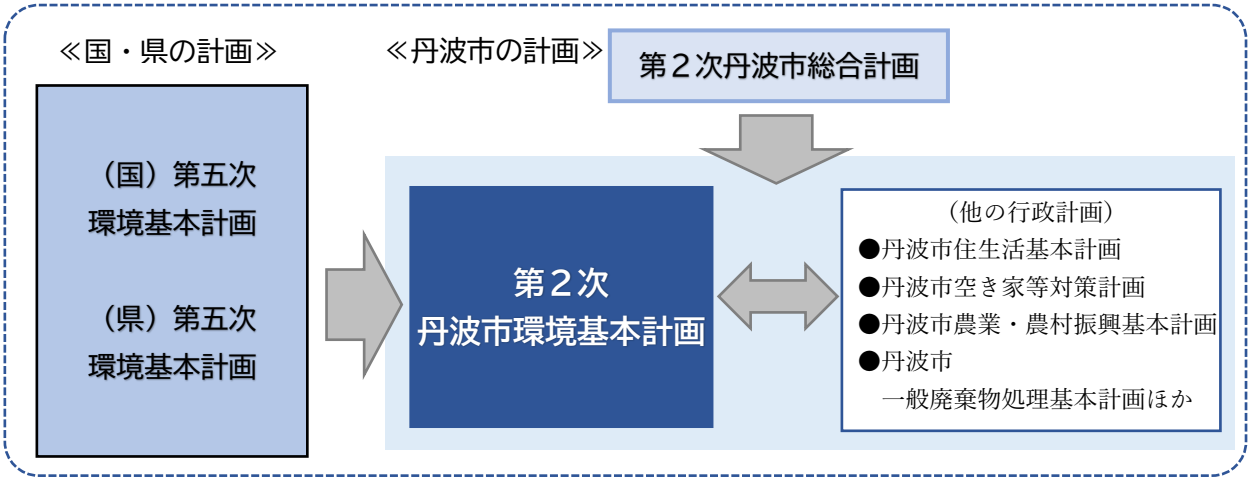

２．計画の期間

「第２次丹波市環境基本計画」（以下「第２次計画」という）は、中長期的な視点として、“今の子ども達が親となって子供を持つと考えられる時代”を見据えたものとし、目標年次を令和８年度（2026 年度）とした、平成 29 年度（2017 年度）から令和８年度（2026 年度）までの 10 カ年計画としています。

なお、数値目標は中間年度の令和３年度（2021 年度）まで設定がされています。
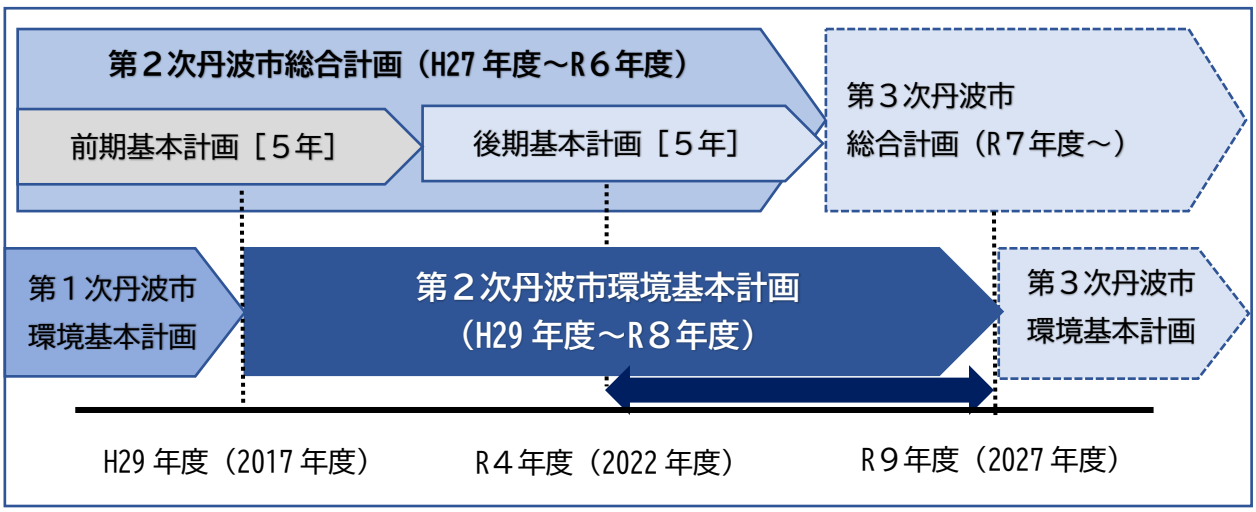
第２次計画の策定以降、社会経済情勢の変化や科学技術の進展がみられることから、これらに伴う環境問題を踏まえ、新たに数値目標等を見直すこととします。